

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん、ダークみきゃん及びこみきゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 着ぐるみの貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 愛媛県及び愛媛県が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 愛媛県内の市町が使用するとき。
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (4) 愛媛県の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。
- (5) 愛媛県又は愛媛県の関連団体と協働で取り組む事業に使用するとき。
- (6) 愛媛県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興、その他公益上の観点から適当と認めるとき。

(着ぐるみの保管及び貸出し)

第3条 着ぐるみは、別表1のとおり保管するものとし、着ぐるみの貸出しに係る事務は各貸出機関が行うものとする。

(使用の承諾)

第4条 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、借用申請書（様式1）を各貸出機関の所属長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

2 管理者は、前項による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

- (1) 借用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 愛媛県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 管理者は、着ぐるみの使用の可否について、借用希望者から提出のあった借用申請書の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。

4 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第5条 貸出を受ける者（以下「借用者」という。）は、貸出機関から着ぐるみ等を受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出しに伴う搬入及び搬出は借用者が行うものとする。搬送にかかる経費は借用者が負担する。

3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき各1体までとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(2) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。

(4) ダークみきゃんを使用する場合は、原則としてみきゃんと同時に使用すること。

(5) こみきゃんとみきゃん又はダークみきゃんを同時に使用する場合は、こみきゃんの背丈がみきゃん又はダークみきゃんより小さくなるよう配慮すること。

(原状回復)

第9条 借用期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

附 則

この要領は、平成23年10月26日から施行する。

この要領は、平成24年8月3日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月20日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表 1

貸 出 機 関	着ぐるみ数		
	みきやん	ダークみきやん	こみきやん
企画振興部政策企画局広報広聴課	6 体	3 体	1 体
東予地方局総務企画部地域政策課	1 体	1 体	
東予地方局今治支局総務県民室	1 体	1 体	
中予地方局総務企画部地域政策課	1 体	1 体	
南予地方局総務企画部地域政策課	1 体	1 体	
南予地方局八幡浜支局総務県民室	1 体	1 体	
東京事務所	3 体		
大阪事務所	3 体	1 体	